

周南市第三セクター等経営評価検討委員会による

「第三セクター等に対する改善案」の今後の対応について

～ 公益財団法人 周南市文化振興財団 ～

経営改革案の提案〔要約〕

- ① 文化振興財団は、市の文化振興面において一翼を担っているとともに、「コンベンションシティ」など新たな展開も期待されており、市との連携や市を補完する形での施策や事業の展開が求められる。このことから、改めて市との役割分担と財団が果たさなければならない役割を明確にする作業を行うこと。
- ② 必要人員を精査し、早急に計画的な若い職員、特に学芸員の採用・補充を図っていくこと。
- ③ 学芸員をはじめ、専門知識や専門技術を有する職員が本来の業務に専念できるような体制、環境等を見直すこと。

新たな提案〔要約〕

- ④ 周南市のまちづくりを補完するために設立された3つの公益財団法人（文化振興財団、ふるさと振興財団、体育協会）を統合し、スケールメリットを生かして、公益財団法人に係わる事務や指定管理業務など共通する事務を一つのセクションで行うことで、無駄を省き新たな展開につなげ、「共創」による新たな価値の創造やサービスの提供が期待できることから、統合ありきではなく、お互いの胸襟を開いて検討のテーブルにつくこと。

所管課が考える現状の課題

文化施設の運営管理に際し、専門的な人材の登用や柔軟な予算執行が可能であるとともに、文化振興に寄与する事業や施策を実施し、複数の文化施設を一体的に運営管理することも期待して、文化振興財団は設立されたと考える。

しかし、指定管理者制度による有期限は、長期的な取り組みや継続性を担保するものではないため、各施設の管理運営や事業だけに集中し、本来行うべき文化振興に関する長期的施策や事業に取り組みにくい状態にある。

また、新たな専門的な人材の雇用についても消極的にならざるを得ない状況を生んでいると考えられる。

経営改革案に対する市の考え方

- ① 文化振興財団は、定款に定める事業の具体的な施策を市に示し、両者の協議・合意のもとに文化振興財団が施策を実施する。

市は、定期的に施策の成果を評価し、必要がある場合には改善策を提案し実施を求め、文化振興を図ることとする。

また、これまで通り定例会等を開催するなど、市と文化振興財団は、情報共有に努め、緊密な連携を図っていく。

- ② 市は、文化振興財団に対し、学芸員の採用・補充については、専門分野の経験や知識と、組織内の人員体制や年齢構成に配慮しながら、募集・採用を実施するとともに、資格を有さない職員を学芸員として育成することにも力を注ぎ、組織力の向上に努めることを働きかけていく。

- ③ 平成28年度から新たな指定管理期間（5年間）が始まるにあたり、文化施設の3施設を一体的に管理運営し、専門性を発揮しながら、文化振興の中心的役割を担えるように、文化振興財団を指定管理者とした。

市は、文化振興財団が人事異動を行う際に、3施設間のローテーションを実施し、事務職の人材育成に取り組みながら、専門職が本来の業務に専念できる環境を整えるように働きかけていく。

また、地域特性を理解した専門的な人的・技術的スキルのストックを形成するために、指定管理期間を現行の5年から延長することを、今後検討していく。

新たな提案に対する市の考え方

- ④ 本市の文化・スポーツ振興を担う2団体に対し、提案いただいた内容を示し意見交換を行ったところ、設立趣旨や振興分野の相違性、団体の独立性等を考慮しながら、時間をかけて議論する必要があると考える。

よって、まずは、上記に示したとおり単独の団体として課題解決に向けて、共に取り組むこととする。

しかし、異なる分野の3団体による「共創」という新たな視点を提示していただいたことから、まずは、各団体において現状の課題等の対応を図りながら、今後、各団体の担う役割を効率的かつ持続的に運営していくことを基本方針とし、統合等の可能性について、さらに調査研究を行っていききたい。